

国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和3年6月18日

令和6年4月1日改訂（案）

国土交通省

改訂履歴

改訂日	改訂内容
令和6年4月1日	水道行政の厚生労働省からの移管に伴う対象施設 (水道)の追加

Ⅲ. 計画の範囲

【対象施設】

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令で位置付けられた全ての施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設	主な根拠（関連）法令
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）	道路法第2条第1項
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）	河川法第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法第1条
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項
海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）	海岸法第2条第1項
水道	水道施設（浄水施設、配水施設等）	水道法第3条第8項
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）	下水道法第2条第2項
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）	港湾法第2条第5項及び第56条の2の2 港湾法施行令第19条
空港	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等）	航空法施行規則第79条及び第92条
	航空保安施設	航空法施行規則第1条 電波法施行規則第3条
	空港機能施設（航空旅客の取扱施設）	空港法第15条
鉄道	鉄道（線路、停車場、電気設備、運転保安設備）	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条
	軌道（軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備）	軌道運転規則第12条、第13条、第17条、第19条及び第20条
	索道（索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備）	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第42条
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）等	一般自動車道構造設備規則第11条、第12条、第16条、第17条及び第29～34条
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）	航路標識法第1条第2項
公園	都市公園等（都市公園、特定地区公園（カントリーパーク））	都市公園法第2条第1項 社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号
住宅	公営住宅	公営住宅法第2条第2号及び第9号
	公社賃貸住宅	地方住宅供給公社法第21条第3項第1号
	UR賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構法第3条
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍等）	官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項

観測施設	測量標（電子基準点、験潮場）	測量法第10条第1項第1号
	気象レーダー施設	気象業務法第3条第1項

※水道分野については、本計画のうち分野横断的な事項による他、本計画に定めのない事項については、令和6年4月1日改正前の「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月31日策定）」の例によるものとする。